

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

(新)再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)	(新)核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2.3.30))	再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)
<p>第十七条(保安規定)第2項 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 1 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 ・再処理規則第17条第2項第1号 ① 機構の理事長その他の経営責任者が積極的に関与して保安規定に基づく要領書、作業手順書その他の保安に関する文書を重要度等に応じて定めること及び当該文書の位置付けが定められ、これらの遵守についても定められていること。 ② 法令遵守に係る体制が具体的に定められ、機構の理事長その他の経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p><①及び②について> (目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第50条第1項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守) 第2条 再処理施設の廃止措置を行う者(再処理施設に関わる役務を供給する事業者)に属する者を含む。以下「従業員」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p> <p>(品質マネジメント計画) 第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。 a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されていることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。 g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.3 品質方針 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び性能維持施設に係る施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を含む。 a) 組織の目的及び状況に対して適切なものである。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部 (監査プロセスを除く。) においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。 c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。 d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 全ての管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1 に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の業務・再処理施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前号の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上 (年度末及び必要に応じて)、自己評価 (安全文化について強化すべき分野に係るものを含む。) を実施する。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。 a) 内部監査の結果 b) 組織の外部の者からの意見 c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む運用状況 (品質目標の達成状況を含む。) d) 使用前自主検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果 e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況 (安全文化について強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) f) 関係法令の遵守状況 g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 j) 改善のための提案 k) 資源の妥当性 l) 保安活動の改善のために実施した措置の有効性</p> <p>(以下略)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

(新)再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)	(新)核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果(R2.3.30))	再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)
<p>二 品質マネジメントシステムに関する事(手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 2 品質マネジメントシステム ・再処理規則第17条第2項第2号 ① 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第44条第1項の指定(以下単に「指定」という。)を受けたところ若しくは第44条の4第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところ又は第50条の5第2項の廃止措置計画の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(番号(令和年月日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、再処理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。 ② 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p><①及び②について> (品質マネジメント計画) 第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (以下略) 1. 目的 品質マネジメント計画は、再処理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)」に従って、再処理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 品質マネジメント計画は、再処理施設において実施する保安活動に適用する。 3. 定義 *以下項目のみ記載 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 4.2.2 品質マニュアル 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理 5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 5.5.2 管理責任者 5.5.3 全ての管理者 5.5.4 内部コミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.2.1 一般 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・再処理施設に対する要求事項の明確化 7.2.2 業務・再処理施設に対する要求事項のレビュー 7.2.3 外部とのコミュニケーション 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 7.3.2 設計・開発へのインプット</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u> 7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u> 7.3.5 <u>設計・開発の検証</u> 7.3.6 <u>設計・開発の妥当性確認</u> 7.3.7 <u>設計・開発の変更管理</u> 7.4 <u>調達</u> 7.4.1 <u>調達プロセス</u> 7.4.2 <u>調達要求事項</u> 7.4.3 <u>調達製品等の検証</u> 7.5 <u>業務の実施</u> 7.5.1 <u>個別業務の管理</u> 7.5.2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u> 7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u> 7.5.4 <u>組織外の所有物</u> 7.5.5 <u>調達製品の保存</u> 7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u> 8. <u>評価及び改善</u> 8.1 <u>一般</u> 8.2 <u>監視及び測定</u> 8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u> 8.2.2 <u>内部監査</u> 8.2.3 <u>プロセスの監視及び測定</u> 8.2.4 <u>検査及び試験</u> 8.3 <u>不適合管理</u> 8.4 <u>データの分析及び評価</u> 8.5 <u>改善</u> 8.5.1 <u>継続的改善</u> 8.5.2 <u>是正処置等</u> 8.5.3 <u>未然防止処置</u></p>
<p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること (手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 3 廃止措置に係るQMS ・再処理規則第17条第2項第3号 ○ 2に掲げる事項のほか、<u>廃止措置の実施に係る組織、文書規程等</u>について定められていること。廃止措置の段階に応じて、<u>保安の方法等が明確に示されていること。</u></p>	<p>(品質マネジメント計画) 第51条の4 <u>再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u> (以下略)</p> <p>(廃止措置計画の変更) 第198条の2 廃止措置技術課長は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。 2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更 (以下「軽微な変更」という。) と判断したものを除く。 3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処理施設の設計及び工事の計画に係る変更については、所長が承認する。 4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更) 第198条の3 センター長は、前条第1項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第 198 条の 4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。 2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第 198 条の 2 又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>第 I-6 表 記録 (第 68 条関係) (記載略)</p>
<p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること (次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項 4 廃止措置を行う者の職務及び組織※ ・再処理規則第 17 条第 2 項第 4 号 ※ 5 に掲げる事項 (核燃料取扱主任者の職務の範囲等) を除く。 ① 工場又は事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p><①について> (保安管理組織) 第 4 条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織 (以下「本部」という。) は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長及び中央安全審査・品質保証委員会をいう。</u></p> <p>(1) 理事長 (2) 統括監査の職 (3) 管理責任者 1) 監査プロセスの管理責任者 2) 本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者 3) <u>核燃料サイクル工学研究所 (以下「研究所」という。) の管理責任者 (以下「研究所の管理責任者」という。)</u> (4) 安全・核セキュリティ統括部長 (5) <u>契約部長</u> (6) 核燃料サイクル工学研究所担当理事 (以下「研究所担当理事」という。) (7) 核燃料サイクル工学研究所長 (以下「所長」という。) (8) 再処理廃止措置技術開発センター長 (以下「センター長」という。) (9) 当直長 (10) 技術部長 (11) ガラス固化部長 (12) 施設管理部長 (13) 環境保全部長 (14) 計画管理課長 (15) 品質保証課長 (16) 核物質管理課長 (17) 廃止措置技術課長 (18) ガラス固化管理課長 (19) ガラス固化技術課長 (20) ガラス固化処理課長 (21) 施設管理課長 (22) 前処理施設課長 (23) 化学処理施設課長 (24) 転換施設課長 (25) 施設保全第 1 課長 (26) 施設保全第 2 課長 (27) 分析課長 (28) 環境管理課長 (29) 処理第 1 課長 (30) 処理第 2 課長 (31) 工務技術部長 (32) 管理課長</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② 機構の理事長が、使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物を管理し、使用済燃料等又は東海再処理施設による災害を防止するため、保安規定を定めることが明記されていること。</p>	<p>(33) 運転課長 (34) 施設営繕課長 (35) 保安管理部長 (36) 安全対策課長 (37) 危機管理課長 (38) 施設安全課長 (39) 放射線管理部長 (40) 線量計測課長 (41) 環境監視課長 (42) 放射線管理第2課長 (43) 核燃料取扱主任者 (44) 核燃料取扱主務者 (45) 中央安全審査・品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (47) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (48) 再処理施設安全専門委員会</p> <p>2 (以下略)</p> <p>(契約部長) 第5条の4 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(センター長) 第7条 センター長は、センター内各部長を指揮し、第10条から第13条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 第198条の4 (廃止措置計画の実施工程管理) に定める実施工程の管理 (2) 第121条 (四半期運転計画) に定める四半期運転計画の承認 (3) 第195条 (定期事業者検査) に定める定期事業者検査の結果報告 (4) 第124条 (異常時の措置) に定める工程運転再開の承認</p> <p>(品質保証課長) 第16条の1の2 品質保証課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) この規定の制定及び改廃の調整に係る業務 (2) 第I編第5章に定める保安教育訓練に係る業務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。) (3) 原子炉等規制法に定める許認可及び原子炉等規制法第68条の規定に基づく検査の調整に係る業務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。) (4) 技術部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務 (5) 再処理施設の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務 (ただし、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長の所掌するものを除く。) (6) 第195条に基づく定期事業者検査及び第196条に基づく使用前自主検査に係る事業者検査の業務</p> <p><②について> (目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第50条第1項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設 (以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによる汚染された物 (以下「使用済燃料等」という。) による災害の防止を図ることを目的とする。</p>
<p>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上</p>	<p>第4 保安規定に定められるべき事項 5 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の</p>	

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
<p>で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する こと。</p>	<p>監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け ・再処理規則第 17 条第 2 項第 5 号</p> <p>① 核燃料取扱主任者の選任及び配置に関すること。 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによ って汚染された物の取扱いに関し保安の監督を行う核燃料取扱主任者を選任 すること及びその組織上の位置付けについて定められていること。特に、核燃 料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係に おいて独立性が確保されていること。なお、東海再処理施設の保安組織から独 立していることが当然に求められるものではない。</p> <p>② 核燃料取扱主任者の職務について、次に掲げる事項が明記されていること。</p> <p>I 機構の理事長又は東海再処理施設の所長に対し意見具申等を行うこと。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 III 保安教育の実施計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、 指導・助言を行うこと。 IV 各種要領書等の制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助 言を行うこと。 V 保安上重要な計画の作成、改定に当たり、その内容について、精査、指導・ 助言を行うこと。 VI 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 VII 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。</p>	<p><①について> (核燃料取扱主任者の選任) 第 45 条 原子炉等規制法第 50 条の 2 の規定に基づき、再処理施設に係る保安の監督を行わせる ため、再処理施設に核燃料取扱主任者を置く。 2 理事長は、核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、次条に定める職務を専任する 核燃料取扱主任者を選任する。 3 理事長は、核燃料取扱主任者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場 合に備え、代行者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>第 I-1 図保安管理組織図(第 4 条関係) (記載略)</p> <p><②について> (核燃料取扱主任者の職務) 第 46 条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を 誠実に行う。 (1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること (2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、 保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること (3) 必要と認めた場合は、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長 及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと (4) 原子炉等規制法第 68 条の規定に基づく検査に原則として立ち会うこと (5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること (6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと (7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること (8) 第 3 条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること (9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること (10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること (11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること (12) 第 54 条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その 原因の調査及び報告書を審査すること (13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務 2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に対し毎年 1 回以上 報告するとともに、所長に通知する。</p> <p>(記録の検閲) 第 69 条 核燃料取扱主任者は、第 I-6 表に定める記録を検閲する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会) 第 50 条 研究所に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。 2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、研究所の保安に関 して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 (1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項 (2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項 3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。 4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。 5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。 6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>(再処理施設安全専門委員会) 第 51 条 再処理施設に、再処理施設安全専門委員会を置く。 2 再処理施設安全専門委員会は、再処理施設の保安に関し前条第 2 項に掲げる各号のほ</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>か、センター長の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設の廃止措置段階における運転に係る重要事項（高放射性液体廃棄物の処理に係る計画の遅延などの重要事項を含む。） (2) 再処理施設の保守に係る重要事項 (3) 廃止措置計画の変更に係る事項及び廃止措置計画の実施に係る重要事項 (4) 非常事態等の原因調査及び対策に係る事項 (5) 再処理の事業の指定及び変更に係る事項 (6) その他再処理施設の保安に関する重要事項 <p>3 再処理施設安全専門委員会の委員長及び委員は、センター長が指名する。 ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとし、再処理施設に関し十分な専門的知識と経験を有する者を指名する。</p> <p>4 再処理施設安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 再処理施設安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 センター長は、再処理施設安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>7 センター長は、第2項第1号及び第5号の審議の結果及び核燃料取扱主任者の意見について所長に報告し、第2項第2号から第4号まで及び第6号の審議結果については、必要と認めた場合、所長に報告する。</p> <p><②について>核燃料取扱主任者の同意手続きに係る適正化（第52条、第62条、第183条、第183条の2、第195条、第196条、第124条） (保安教育)</p> <p>第52条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務に必要な力量 (2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法 (3) 教育・訓練の有効性の評価 (4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連 (5) 教育・訓練の記録 <p>4 センター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること (2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること (3) 廃止措置に関すること (4) 放射線管理に関すること (5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること (6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること (7) 非常の場合に採るべき処置に関すること (8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能 (9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第183条 所長は、第51条の4 5.3に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）を定める。</p> <p>2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>(再処理施設の施設管理実施計画)</p> <p>第183条の2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 再処理施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む（廃止措置計画の認可を受けたものを除く。））に関すること。</p> <p>(5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表）及び検査要否整理表（施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準」という。）の条項単位で整理した表）を策定する。</p> <p>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>③ 核燃料取扱主任者の意見等の尊重について、次の事項が定められていること。 I 機構の理事長その他の経営責任者が、核燃料取扱主任者の意見具申等を尊重すること。 II 東海再処理施設の廃止措置に従事する者が、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊重すること。</p> <p>④ 核燃料取扱主任者を補佐する者を置く場合は、当該補佐する者が他の職務を兼任するときは、他の職務によって核燃料取扱主任者を補佐する業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明確にされていること。</p>	<p>(2) 使用前自主検査要領 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</p> <p>(異常時の措置) 第 124 条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。 なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第 2 項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 5 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、停止した工程運転を再開する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。 6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認められた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p><③について> (意見等の尊重) 第 49 条 理事長及び研究所担当理事は、核燃料取扱主任者の意見具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 2 所長、センター長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、核燃料取扱主任者の勧告を尊重する。 3 センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、核燃料取扱主任者の指示に従う。</p> <p><④について> (核燃料取扱主務者の選任) 第 47 条 所長は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>のうちから、核燃料取扱主務者を選任する。</p> <p>2 所長は、核燃料取扱主務者が旅行、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合に備え、その職務を代理する者を核燃料取扱主任者免状を有する従業員、又はそれと同等の学識経験を有する従業員のうちから、あらかじめ定めておく。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第 48 条 核燃料取扱主務者は、核燃料取扱主任者を補佐し、再処理施設に係る保安の確保のため保安の監督を行う。</p> <p>第 I - 1 図保安管理組織図(第 4 条関係) (記載略)</p>
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関すること。</p> <p>(4) 放射線管理に関すること。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項</p> <p>6 廃止措置を行う者に対する保安教育 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 6 号</p> <p>① 東海再処理施設の廃止措置を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>② 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>③ 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育の実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p><①～③について> (保安教育)</p> <p>第 52 条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 センター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 センター内各部長は、第 3 項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第 I - 1 - (2) 表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 センター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第 I - 1 - (2) 表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 センター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当たっては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 センター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第 I - 1 - (2) 表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 センター内各部長は、第 5 項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第 3 項から第 8 項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第 3 項を準用する。</p> <p>11 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 103 条第 3 項に基づき緊</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>④ 次に掲げる事項について定められ、その見直しの頻度等についても定められていること。 I 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 II 東海再処理施設の構造、性能及び操作に関すること。 III 東海再処理施設の廃止措置に関すること。 IV 放射線管理に関すること。 V 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 VI 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p>⑤ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第 I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p> <p>(保安訓練) 第 53 条 所長は、従業員に対して、第 54 条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年 1 回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年 2 回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第 I-1-(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年 1 回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第 1 項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p> <p><④について> 第 I-1-(2)表 保安教育 (第 52 条関係) (記載略)</p> <p><⑤について> 上記①～④を実施するため、各職位の役割などを上記の第 52 条 (保安教育) 及び第 53 条 (保安訓練) に定めている。</p>
<p>七 再処理設備本体 (回収可能核燃料物質 (使用済燃料及び核燃料物質 (再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。)) をいう。以下同じ。)) を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設) の操作停止に関する恒久的な措置に関すること (廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることがなく滞留している場合を除く。))。</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項 7 再処理設備本体 (回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設) の操作の停止に関する恒久的な措置 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 7 号</p> <p>○ 再処理設備本体の操作の恒久的な操作の停止に関する措置 (回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない場合には、せん断処理施設の停止に関する恒久的な措置) について定められていること。</p>	<p>(せん断処理に係る措置) 第 129 条 前処理施設課長は、使用済燃料のせん断処理が行えないよう、使用済燃料をせん断装置に装荷できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。 2 前処理施設課長は、使用済燃料を同時に濃縮ウラン機械処理セルについては 3 体、除染保守セルについては 1 体を超えて保持しない。</p> <p>(使用しない設備に係る点検) 第 195 条の 2 施設管理部長及び環境保全部長は、第 III-22 表に掲げる機器について、点検を実施する。 2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p>
<p>八 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。</p>	<p>第 4 保安規定に定められるべき事項 8 保安上特に管理を必要とする設備の操作 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 8 号</p> <p>① 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作に必要な操作員の確保について定められていること。</p>	<p><①について> 運転に係る留意事項、配置等 (運転留意事項) 第 115 条の 4 従業員のうち、再処理施設に係る運転を行う者は、再処理施設の保安を確保するため、特に次の各号に掲げる事項に留意して運転する。 (1) 運転するに当たっては、第 3 条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保すること (2) 運転するに当たっては、機器装置等の性能及び状態を正しく把握すること (3) 機器装置等の操作に当たっては、その目的、手順及び結果を事前に理解して操作すること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② 東海再処理施設の保安上特に管理を必要とする設備の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(4) 運転中は、機器装置等の状態、計器、表示装置等の監視を適切かつ確実に行うとともに、通常と異なる変化が観察された場合は、速やかに担当課長に報告すること (5) 記録は、確実に記録すること (6) 異常時の措置を常に理解しておくこと</p> <p>(臨界管理) 第 116 条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。 2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。 3 当直長は、第 III - 16 表のうち臨界管理に係る施錠弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>(運転時の遵守事項) 第 117 条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 各工程が正常に作動することを確認すること (2) 所定の処理設備を使用すること (3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること 2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第 III - 1 - (2) 表に示す濃度制限値を超えないように運転すること (2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第 III - 1 - (3) 表に掲げる質量制限値を超えないように運転すること (3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること 3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第 III - 1 - (4) 表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p> <p>(放射性廃棄物等の管理) 第 118 条 センター長は、再処理施設の運転に伴って発生する放射性廃棄物等の種類及び性状にもとづき適切に管理するとともに、放出される放射性廃棄物の量をできるだけ低減するよう運転管理を行う。</p> <p>(要員の配置) 第 119 条 センター長は、再処理施設の運転に際し、必要な人員を配置する。</p> <p><①及び②について> 必要な要員及び要領書についての計画策定 (放射線管理に係る計画) 第 70 条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、放射線管理に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 (1) 放射線管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項 (適用される法律・基準・規格等) (3) 放射線管理に必要な要員及び設備 (4) 放射線管理に必要な要領書 (5) 使用する放射線監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める放射線監視設備の検査 (方法、頻度及び判定基準) (7) 第 5 号に定める監視結果及び第 6 号に定める検査結果の記録 3 放射線管理部長は、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を放射線管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画)</p> <p>第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画（廃止措置管理を含む。以下同じ。）を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等） (3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備 (4) 運転及び保守管理に必要な要領書 (5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む。）を行うこと ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の 5 に基づく設計及び工事の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目 (7) 前号に定める運転監視設備の検査（方法、頻度及び判定基準） (8) 第 6 号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視に係る計画)</p> <p>第 199 条 放射線管理部長は、品質保証計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等） (3) 環境監視に必要な要員及び設備</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(4) 環境監視に必要な要領書 (5) 使用する環境監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める環境監視設備の検査 (方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p><①及び②について> 分析等に用いる核燃料物質の管理 (分析などに用いる核燃料物質の管理) 第120条の2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を第63条から第67条までの規定に基づき管理する。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の核燃料物質のうち、分析標準として用いる核燃料物質又は校正に用いる核燃料物質を使用する場合は、第Ⅲ-1-(5)表に定める年間使用予定量を超えないようにする。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、分析、校正又は廃止措置に係る試験に用いる核燃料物質を使用後、速やかに廃棄するか、又は工程等に戻す。</p> <p>(四半期運転計画) 第121条 センター内各部長 (ただし、技術部長を除く。) は、四半期ごとに運転計画を作成しセンター長の承認を受ける。 2 センター長は、前項の承認をする場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。また、前項の承認をした場合は所長に報告する。 3 センター内各部長は、第1項の計画を作成するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守する。 (略) (7) 試験用又は分析用に使用する核燃料物質等に関すること (以下略)</p> <p>(四半期運転報告) 第122条 センター内各部長は、四半期運転計画に定められた期間の経過後1か月以内に報告書を作成し、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告する。</p> <p>(異常時の措置) 第124条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。 なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認められた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 3 担当部長 (ただし、センター内各部長に限る。) は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 5 担当部長 (ただし、センター内各部長に限る。) は、停止した工程運転を再開する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。 6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認められた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p><①及び②について> 廃止措置段階における各工程の運転操作</p> <p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章 工程等の管理 (第126条 (カスクの除染)～第168条 (低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)) (記載略) ・第3章 放射性廃棄物等の放出管理 (第169条 (放出管理の基本方針)～第181条 (海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)) (記載略) <p><①及び②について> 廃棄物の仕掛品の区分・引渡し (廃棄物の仕掛品の区分・引渡し)</p> <p>第166条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄施設に廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)を不燃性のものと可燃性のものに区分し、紙パック等の所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生する。</p> <p>2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の規定により所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡すか、又は廃棄物処理場の所定の場所で低放射性固体廃棄物として処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を前項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること <p>4 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大型の物 (2) 重量物 (3) 高線量の物 (4) その他センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの <p>5 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第1項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した後、ドラム缶等の所定の容器に封入する。</p> <p>6 転換施設課長は、前項の規定により廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>7 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第5項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること <p>8 転換施設課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大型の物 (2) 重量物

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(3) 高線量の物 (4) その他転換施設課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>9 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ低放射性固体廃棄物として引き渡す。</p> <p>10 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第3項及び第4項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すよう努める。</p> <p>11 転換施設課長は、第7項及び第8項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに封入するよう努める。</p> <p>12 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品であつて、設備等の操作や施設の維持管理のために発生する廃棄物の仕掛品を回収するために紙パック等の所定の容器を第Ⅲ-1図に示す所定の場所(以下「置場」という。)に設置する。</p> <p>13 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の置場は以下の対策を講じ設置する。 (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>14 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第2項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に速やかに引き渡すよう努める。</p> <p>15 転換施設課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に速やかに封入するよう努める。</p> <p>(封入した廃棄物の仕掛品の引渡し) 第166条の2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生した紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、廃棄物の仕掛品として所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 転換施設課長は、前条第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第1項の規定により廃棄物の仕掛品を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第3項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>6 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生し、前条第1項の規定により収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品並びに第1項及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を低放射性固体廃棄物として第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>7 処理第2課長は、第1項及び第6項の規定によりセンター内各課長(転換施設課長を</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>除く。) 及び放射線管理部内各課長が廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入する場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の処理)</p> <p>第 167 条 処理第 2 課長は、次の各号に掲げる低放射性固体廃棄物を焼却する廃棄物と焼却しない廃棄物に区分する。</p> <p>(1) その所掌する業務に伴い発生した廃棄物の仕掛品を紙パック等の所定の容器に収納した低放射性固体廃棄物</p> <p>(2) 第 166 条第 2 項及び第 9 項の規定により廃棄物処理場の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物</p> <p>(3) 第 167 条の 2 第 8 項及び第 10 項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物</p> <p>2 処理第 2 課長は、前項の規定により廃棄物処理場で引き渡された低放射性固体廃棄物の焼却処理、容器への封入又は施設への貯蔵に支障のある場合は、第 167 条の 2 第 10 項の規定による高レベル放射性物質研究施設 (使用施設) からの低放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。</p> <p>3 処理第 2 課長は、第 1 項で区分した焼却する廃棄物を焼却炉で焼却処理する。</p> <p>4 前項の処理については、第 162 条第 2 項の規定を準用する。</p> <p>5 処理第 2 課長は、第 1 項で区分した焼却する廃棄物を焼却処理するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1 図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講ずること</p> <p>6 処理第 2 課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>7 処理第 2 課長は、第 1 項で区分した焼却しない廃棄物及び第 3 項の焼却処理の結果生じた灰及びすずをドラム缶等の所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>8 処理第 2 課長は、前項の規定により焼却しない廃棄物及び焼却処理の結果生じた灰及びすずをドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1 図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講ずること</p> <p>9 処理第 2 課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>10 処理第 2 課長は、第 5 項及び第 6 項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに焼却するよう努める。</p> <p>11 処理第 2 課長は、第 8 項及び第 9 項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに封入するよう努める。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の引渡し)</p> <p>第 167 条の 2 処理第 2 課長は前条第 7 項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第 1 課長に引き渡す。</p> <p>2 処理第 2 課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第 1 課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1 図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講ずること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>③核燃料物質の臨界管理について定められていること。</p>	<p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設（使用施設）で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設（使用施設）から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p><①及び②について> 廃止措置段階における保守管理 第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理、第4章施設の管理（第182条（運転開始前及び停止後の措置）～第198条 保守作業後の措置）（記載略）</p> <p><③について> （臨界管理） 第116条 センター長は、使用済燃料等の取扱いに当たっては、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</p> <p>2 施設管理部長は、臨界管理に関する工程管理設備及び臨界警報装置が正常に作動しているときでなければ、施設を運転しない。</p> <p>3 当直長は、第Ⅲ-16表のうち臨界管理に係る施設弁の操作を行わせる場合は、核燃料物質の濃度等が核的制限値以下であることを確認する。</p> <p>（運転時の遵守事項） 第117条 センター内各課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 各工程が正常に作動することを確認すること (2) 所定の処理設備を使用すること (3) 運転状態に通常と異なる変化が観察された場合、監視を強化するとともに、施設全体への影響を検討すること</p> <p>2 前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、再処理施設の運転を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 臨界管理上濃度制限の必要な槽類については、第Ⅲ-1-(2)表に示す濃度制限値を超えないように運転すること (2) 臨界管理上質量制限の必要な機器については、第Ⅲ-1-(3)表に掲げる質量制</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>④ 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>⑤ 再処理設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。</p> <p>⑥ 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>限値を超えないように運転すること</p> <p>(3) 密度計及び液面計等臨界管理に関する工程管理設備が正常に作動していることを確認すること</p> <p>3 ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長及び転換施設課長は、第Ⅲ-1-(4)表に示す機器については、機器内空間の水素濃度が爆発限界を超えないように換気系及び機器への吸込空気量を確認する。</p> <p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第64条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第Ⅰ-3-(2)表、第Ⅰ-4表及び第Ⅰ-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>(5) 搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第Ⅰ-3-(2)表、第Ⅰ-4表及び第Ⅰ-5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第65条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>(3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p><④について> (引き継ぎ等)</p> <p>第120条 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぐときは、所定の鍵、運転日誌及び運転記録を確実に引き渡すとともに、運転状況、その他必要な事項を的確に申し送る。</p> <p>2 当直長は、運転状況、その他必要な事項をセンター長に報告する。</p> <p><⑤について> (運転開始前及び停止後の措置)</p> <p>第182条 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転開始前及び停止後、その所掌する施設を点検し、異常のないことを確認する。</p> <p><⑥について> (地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第56条の3 当直長は、公共放送等により、東海村において、震度4以上の地震の発生が</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑦ 東海再処理施設の保安に関する重要事項及び再処理施設の保安の運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>確認された場合は、従業員に対して再処理施設の点検を指示する。 2 従業員は、点検の結果、火災や放射性物質の漏洩など、第 54 条に定める非常事態の発生あるいは発生するおそれの有無を確認するとともに、その結果を担当課長及び当直長へ通報する。</p> <p><⑦について> (中央安全審査・品質保証委員会) 第 49 条の 2 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を置く。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 (1) 再処理の事業の指定及び変更に関する重要事項 (2) 廃止措置計画の変更に関する重要事項 (3) 事故又は非常事態に関する重大事項 (4) 品質マネジメント活動の基本事項 (5) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。 5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会) 第 49 条の 3 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会（以下「品質保証委員会」という。）を置く。 2 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、再処理施設の品質マネジメント活動に関する重要事項を審議検討する。 3 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。 4 品質保証委員会に、不適合管理に関する事項を審議検討するため、検討部会を置く。 5 所長は、品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会) 第 50 条 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。 2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。 (1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項 (2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項 3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。 4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。 5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。 6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>(再処理施設安全専門委員会) 第 51 条 再処理施設に、再処理施設安全専門委員会を置く。 2 再処理施設安全専門委員会は、再処理施設の保安に関し前条第 2 項に掲げる各号のほか、センター長の諮問を受けて、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 再処理施設の廃止措置段階における運転に係る重要事項（高放射性液体廃棄物の処理に係る計画の遅延などの重要事項を含む。） (2) 再処理施設の保守に係る重要事項 (3) 廃止措置計画の変更に係る事項及び廃止措置計画の実施に係る重要事項 (4) 非常事態等の原因調査及び対策に係る事項 (5) 再処理の事業の指定及び変更に係る事項 (6) その他再処理施設の保安に関する重要事項</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>3 再処理施設安全専門委員会の委員長及び委員は、センター長が指名する。 ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとし、再処理施設に関し十分な専門的知識と経験を有する者を指名する。</p> <p>4 再処理施設安全専門委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 再処理施設安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 センター長は、再処理施設安全専門委員会の答申を尊重する。</p> <p>7 センター長は、第2項第1号及び第5号の審議の結果及び核燃料取扱主任者の意見について所長に報告し、第2項第2号から第4号まで及び第6号の審議結果については、必要と認めた場合、所長に報告する。</p>
<p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>9 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等 ・再処理規則第17条第2項第9号</p> <p>① 管理区域を明示し、管理区域を他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>② 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準が定められていること。</p> <p>③ 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p><①について> (区域の区分) 第70条の4 再処理施設に係る場所は、管理区域、ホワイト区域、保全区域及び周辺監視区域に区分する。</p> <p>(管理区域) 第71条 センター長は、再処理施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域として指定する。 2 前項に定める管理区域は、第II-1図、第II-1-(1)表及び第II-1-(2)表に示す。</p> <p>(一時管理区域) 第72条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前条に定める管理区域以外の場所が、一時的に線量告示第1条に該当すると認めた場合は、その区域を一時管理区域として指定する。 2 放射線管理第2課長は、前項に該当する区域が生じた場合、又は生じるおそれがあると認めた場合は、その区域を直ちに一時管理区域として指定するよう担当部長又は当直長に要請する。 3 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定及び解除に当たっては、あらかじめ核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議する。 4 担当部長又は当直長は、第1項で指定した一時管理区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 5 担当部長又は当直長は、一時管理区域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長及び放射線管理第2課長に通知し、再処理施設内従業員に周知する。 6 一時管理区域の管理については、管理区域に関する規定を準用する。</p> <p><②について> (管理区域内の区分) 第73条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第71条に定める管理区域を第II-1-(3)表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。 2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第II-1図、第II-1-(1)表及び第II-1-(2)表に示す。</p> <p><③について> (立入規制区域) 第74条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち、第II-2表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入規制区域として設定する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入規制区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入規制区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>④ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 ⑤ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 ⑥ 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させるための措置が定められていること。</p>	<p>4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入規制区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第3号の措置を講ずる。 5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>(立入制限区域) 第75条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、管理区域のうち第Ⅱ-3表に定める区域が生じた場合は、当該区域を立入制限区域として設定する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、前項で設定した立入制限区域について、速やかに元の状態に復帰するよう努める。 3 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の立入制限区域を設定し、又はこれを解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長と協議するとともに、その旨をセンター長に報告する。 4 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第1項の規定により、立入制限区域を設定した場合は、直ちに第79条第1項第4号の措置を講ずる。 5 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域の設定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を再処理施設内従業員に周知する。</p> <p>(立入規制区域への立入り) 第85条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入規制区域への立入りを規制する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入規制区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>(立入制限区域への立入り) 第86条 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、立入制限区域への人の立入りを制限する。 2 センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせる場合は、線量率を低減させる等放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p><④～⑥について> (管理区域に立ち入る者の区分) 第83条 管理区域に立ち入る者について、次の各号に定めるところにより区分する。 (1) 放射線業務従事者 使用済燃料の再処理、再処理施設の保全、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者 前号に定める者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者 2 前項第1号に定める者は、センター内各部長又は放射線管理部長が指名する。 3 第1項第2号に定める者は、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長又は線量計測課長が指名する。 4 センター内各部長、放射線管理部長、計画管理課長、ガラス固化管理課長、施設管理課長、環境管理課長は、第2項又は第3項の指名を行った場合、線量計測課長に通知する。</p> <p>(管理区域等への立入り) 第84条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域等の出入りについて、次の各号に従い管理する。 (1) 管理区域に関する出入りに際しては、あらかじめ定められた出入口を使用させること (2) 一時立入者を管理区域に立ち入らせる場合は、放射線業務従事者のうちから立会者をつけること (3) レッド区域へ人を立ち入らせないこと (ただし、放射線業務従事者であって、センター内各部長が業務上立入りを認める者は、この限りでない。) (4) 一時立入者は、アンバー区域へ立ち入らせないこと (ただし、立入の目的によりセンター内各部長が認める場合は、この限りでない。)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>2 センター内各部長は、前項第3号及び第4号のただし書の規定により、レッド区域又はアンバー区域への立入りを認める場合は、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 危機管理課長は、周辺監視区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p>4 核物質管理課長は、保全区域にみだりに人及び車両を立ち入らせない。</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第 87 条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(防護具の着用)</p> <p>第 88 条 センター長は、防護具の選定及び着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域及び一時管理区域に立ち入る者に対し、作業内容に応じマスク、保護衣等の防護具を着用させる。</p> <p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。 ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第1項から第3項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、直ちにその者に対し、汚染検査を行う。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、前項の検査によって体内摂取のおそれがあると認めた場合は、線量計測課長に通知する。</p> <p>7 線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、第Ⅱ-4表のうち必要な検査を行う。</p> <p>(飲食・喫煙の制限)</p> <p>第 90 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域において飲食又は喫煙させない。 ただし、放射性物質を経口摂取するおそれのない場所であって、センター内各部長が特に指定した場所での飲水又は喫煙については、この限りでない。</p> <p>2 センター内各部長は、前項ただし書きの規定により指定を行う場合は、放射線管理第2課長の同意を得るとともに、指定した場所について、次の各号に従い、適切に管理する。</p> <p>(1) 飲水・喫煙場所に立ち入る場合は、身体等の汚染検査を行わせること</p> <p>(2) 飲水・喫煙場所の汚染検査を定期的を実施して、汚染のないことを確認すること</p> <p>(3) 前号の汚染検査により異常が確認された場合は、ただちに、飲水・喫煙場所の使用を中止するとともに原因の調査など必要な措置を講ずること</p> <p>3 放射線管理第2課長は、センター内各部長が行う前項第2号の汚染検査に協力する。</p> <p>4 センター内各部長が、飲水・喫煙場所として、指定した場所を第Ⅱ-5表に示す。</p> <p>(物品等の搬入の制限)</p> <p>第 91 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、業務上必要でない物品等を管理区域に持ち込ませない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2.3.30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑦ 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p><⑦について> (物品等の搬出) 第 92 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第 2 課長の確認を受ける。 (1) 当該物品の表面密度を確認し、第 II - 6 表に掲げる値を超えている場合は、搬出しない (2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第 II - 6 表の値を超えないように、必要な措置を講ずる 2 放射線管理第 2 課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第 II - 6 表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p>(管理区域内における物品等の移動) 第 93 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において物品等を移動する場合は、前条第 1 項第 2 号の措置を講ずる。</p> <p>(放射線管理の基本方針) 第 94 条 センター長は、作業区域の線量率をできるだけ低くするように努める。 2 センター長は、作業区域の放射性物質による汚染をできるだけ少なくするように努める。</p> <p>(管理区域外への搬出) 第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第 2 課長に通知する。 (1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 14 条第 1 項第 2 号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。) (2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること (3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第 I - 3 - (2) 表、第 I - 4 表及び第 I - 5 表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること (4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること (5) <u>搬出前に第 1 号から第 4 号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第 I - 3 - (2) 表、第 I - 4 表及び第 I - 5 表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管) 第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第 2 課長に通知する。 ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。 (1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと (2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること (3) <u>移動前に第 1 号及び第 2 号の措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第 2 号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。 3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑧ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>⑨ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>⑩ 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p><⑧について> (保全区域) 第 77 条 センター長は、再処理施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外の場所を保全区域として指定する。 2 前項に定める保全区域は、第 II - 3 図に示す。</p> <p><⑨について> (周辺監視区域) 第 76 条 所長は、周辺監視区域を指定する。なお、周辺監視区域とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が線量告示第 2 条に定める周辺監視区域外の線量限度を超えるおそれのないものをいう。 2 前項の周辺監視区域は、第 II - 2 図に示す。</p> <p>(管理区域等の表示) 第 79 条 センター長、センター内各部長、放射線管理部長又は当直長は、第 71 条から第 75 条に定める区域を次の各号に定めるところにより区画するとともに、当該区域であることを明示し、放射線管理第 2 課長に通知する。 (1) 管理区域については、壁、柵等により区画し、出入口、その他人が立ち入るおそれのある箇所に第 II - 4 図に示す標識を掲げること (2) 一時管理区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 5 図に示す標識を掲げること (3) 立入規制区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 6 図に示す標識を掲げること (4) 立入制限区域については、柵、縄張等により区画し、第 II - 7 図に示す標識を掲げること 2 センター内各部長又は放射線管理部長は、第 78 条に定めるホワイト区域については原則として壁、柵等を設けるとともに、第 II - 8 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。 3 センター長は、第 77 条に定める保全区域について、原則として柵、縄張を設けるとともに、第 II - 9 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。 4 所長は、第 76 条に定める周辺監視区域については、原則として柵を設けるとともに、第 II - 10 図に示す標識を掲げ、当該区域であることを明示する。</p> <p><⑩について> (関係法令及び規定の遵守) 第 2 条 再処理施設の廃止措置を行う者(再処理施設に関わる役務を供給する事業者)に属する者を含む。以下「従業員」という。)は、関係法令及びこの規定を遵守する。 2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p>
<p>土 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する こと。</p>	<p>10 排気監視設備及び海洋放出監視設備 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 10 号</p> <p>○ 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 20 における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 4 の 12 における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>○放出管理に係る排気モニタ及び排水モニタリング設備の保守管理 (定期事業者検査) 第 195 条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>第Ⅲ-18 表から第Ⅲ-21 表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置 (臨界警報装置に給電するもの。) の定期事業者検査 (無停電電源装置の性能検査は除く。) に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</u></p> <p>3 品質保証課長は、<u>検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</u></p> <p>4 品質保証課長は、<u>第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</u></p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</u></p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</u></p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、<u>前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</u></p> <p>8 センター長は、<u>前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</u></p> <p>○測定方法等 (放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等)</p> <p>第178条 放射線管理第2課長は、<u>放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</u></p> <p>2 前項に定める監視は、<u>第Ⅲ-13 表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</u></p> <p>3 環境監視課長は、<u>前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>4 施設保全第1課長は、<u>主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>5 ガラス固化管理課長は、<u>第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>6 放射線管理第2課長は、<u>第Ⅲ-13 表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</u></p> <p>7 放射線管理第2課長は、<u>放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</u></p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)</p> <p>第181条 環境監視課長は、<u>海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5 表及び第Ⅲ-14-(1) 表に定める基準値以下であることを確認する。</u></p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、<u>第Ⅲ-15 表に掲げるところに従って行う。</u></p> <p>3 環境監視課長は、<u>第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</u></p> <p>(放射線管理用機器等の整備等)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>第 193 条 放射線管理部長は、第Ⅲ－17－(1)表に定める放射線管理用機器及び第Ⅲ－17－(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては毎日 1 回以上、その他のものにあつては、毎月 1 回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第 3 項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第 2 課長は、第 3 項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第 194 条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、<u>その後は 1 年ごとに検査及び校正を行う。</u></p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、その旨を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第 2 項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第 1 項、第 2 項及び第 7 項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第 1 項、第 2 項及び第 7 項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等)</p> <p>第199条の 4 環境監視課長は、第Ⅳ－ 1 表及び第Ⅳ－ 2 表に定める環境放射線モニタリン</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>グ計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第IV-3表に定める気象観測を行う。</p> <p>2 環境監視課長は、第IV-4表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント(以下「環境監視野外設備」という。)によって監視及び測定を行う。</p> <p>3 環境監視課長は、原則として、第IV-1図、第IV-2図、第IV-3図及び第IV-4図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第IV-5表に定める環境試料分析測定設備により行う。</p> <p>4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。</p> <p>5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。</p> <p>6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p>
<p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>11 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>① <u>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)</u>が定められていること。</p>	<p><①について></p> <p>(作業に係る放射線防護)</p> <p>第81条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第96条に定めるところにより放射線防護上の措置を講ずる。</p> <p>(管理区域に係る放射線管理)</p> <p>第82条 放射線管理第2課長は、区域の安全確保に関し、必要と認めた場合は区域管理者に放射線防護上の措置を要請し、協力する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前条に定める放射線防護上の措置をセンター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う場合は、必要な助言、支援及び指導を行う。</p> <p>(管理区域内の作業管理)</p> <p>第95条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業の実施に当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守し、作業の安全を確保する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業が第99条に規定する特殊放射線作業に該当する場合は、周知な作業計画を立案するとともに、事前準備及び作業手順の管理を確実に行う。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、管理区域内の作業において、放射線防護に必要な作業環境の測定及び評価並びに作業計画の立案と実施に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に対して助言、支援及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項において必要と認めた場合は、放射線防護上の措置についてセンター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第2課長に報告する。</p> <p>(個人線量計等の着用)</p> <p>第87条 センター長は、個人線量計及び作業衣服類の選定並びに着用の方法について、定めておく。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域に立ち入る者に対し、前項の定められた個人線量計及び作業衣服類を着用させる。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、一時立入者を見学等のために管理区域に立ち入らせる場合であって、その線量が同等と判断できる場合は、その代表者のみに個人線量計を着用させることができる。</p> <p>(作業に係る放射線防護上の措置)</p> <p>第96条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、所掌する管理区域内作業を実施する場合は、次の各号に掲げる放射線防護上の措置を行い、作業の安全を確保する。</p> <p>(1) 当該作業に係る汚染拡大防止等の処置</p> <p>(2) 当該作業に係る線量率の確認</p> <p>(3) 当該作業に係る汚染の有無の確認</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(4) 当該作業に係る廃棄物の管理 (5) その他放射線防護上の必要な措置</p> <p>2 放射線管理第2課長は、作業に係る放射線防護上の措置に関し、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に助言及び指導を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第1項各号に掲げる放射線防護上の措置において異常を認めた場合は、速やかに区域管理者及び放射線管理第2課長に通知するとともに、原因の究明、汚染の除去等必要な措置を講ずる。</p> <p>4 区域管理者は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理第2課長と協議し、立入規制区域の設定等の必要な措置を講ずる。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第2項において必要と認めた場合は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長に勧告する。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の勧告を受けた場合は、放射線防護上の措置を講じ、その結果を放射線管理第2課長に報告する。</p> <p>(特殊放射線作業計画)</p> <p>第99条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内作業において、次の各号の一に該当するものを特殊放射線作業とし、当該作業を実施する場合は、あらかじめ区域管理者と協議して特殊放射線作業計画を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を得るとともに担当部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき (2) 等価線量(皮膚)が1週間につき10ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき (3) レッド区域に立ち入るとき (4) アンバー区域で作業を実施するとき (5) 作業場所における空気中の放射性物質の濃度が1週間平均で空気中の濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのあるとき (6) 作業場所における表面密度が次のいずれかに該当するとき イ) アルファ線を放出する放射性物質について、0.4ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき ロ) アルファ線を放出しない放射性物質について、4ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき (7) その他、センター内各課長、放射線管理部内各課長又は放射線管理第2課長が保安を確保する上で必要と認めた場合</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の特殊放射線作業計画を作成する場合は、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定日時及び作業予定期間 (2) 作業場所及び作業者名 (3) 作業内容及び作業方法 (4) 当該作業に係る外部被ばくによる線量の推定値 (5) 当該作業者の四半期ごとの外部被ばくによる線量の推定値 (6) 放射線防護上の措置 (7) その他必要な事項</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長は、第1項及び第86条第2項の規定により、同意を行う場合は、当該計画における放射線防護上の措置を検討し、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意を行った場合は、当該作業者の外部被ばくによる線量の推定値を線量計測課長に通知する。</p> <p>(特殊放射線作業の実施)</p> <p>第100条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び区域管理者は、特殊放射線作業を実施する場合は、前条に定める計画を遵守するとともに、第96条に定めることに従って、作業の安全を確保する。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業の実施結果について評価し、担当部長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、特殊放射線作業の実施に伴う放射線管理結果について評価し、</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>必要に応じ、放射線管理部長に報告する。</p> <p>(線量限度) 第 102 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び保安管理部内各課長は、管理区域に立ち入る従業員の線量限度が第Ⅱ－7 表に定める線量を超えないようにするため、必要な措置を講ずる。</p> <p>(外部被ばくによる線量の測定) 第 104 条 線量計測課長は、第Ⅱ－8 表に定めるところにより放射線業務従事者及び一時立入者の外部被ばくによる線量を測定し、評価する。 2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、特殊放射線作業計画等に基づき、外部被ばくによる線量の測定及び評価を必要とする場合は、線量計測課長に依頼する。 3 センター内各部長は、第 1 項に定める場合のほか、放射線業務従事者が異常に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあると認めた場合は、直ちに外部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。 4 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに線量計測課長に外部被ばくによる線量の測定及び評価を行わせる。</p> <p>(内部被ばくによる線量の測定) 第 105 条 線量計測課長は、放射線業務従事者のうちで内部被ばくのおそれのある業務に従事する者について、第Ⅱ－4 表に定めるところにより、内部被ばく検査を行い、内部被ばくによる線量を測定し、評価する。 2 センター内各部長は、前項に定める場合のほか、放射線業務従事者が内部被ばくを受け、又はそのおそれのある場合は、直ちに内部被ばくによる線量の測定及び評価を放射線管理部長に依頼する。 3 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、直ちに内部被ばくによる線量を線量計測課長に測定及び評価を行わせる。</p> <p>(被ばく原因の調査) 第 108 条 センター内各部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ－9 表に定める原因調査レベルを超えた場合、又は線量があらかじめ予想される値より著しく過大であった場合は、放射線管理部長と協議して原因を調査し、適切な措置を講ずる。 2 前項の規定にかかわらず、特殊放射線作業計画により、放射線業務従事者の線量を第Ⅱ－9 表に掲げる原因調査レベルを超えて計画する場合は、第 99 条第 2 項第 5 号に定める線量の推定値をもって原因調査レベルとする。</p> <p>(要警戒の勧告) 第 109 条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が次の各号の一に該当する場合は、担当部長に対し要警戒の勧告をし、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。 (1) 第Ⅱ－9 表に定める要警戒の勧告レベルを超えたとき (2) 放射線業務従事者が不必要に放射線の被ばくを受けていると認めたとき 2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の線量を低減させるために必要な措置を講ずる。 3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、センター長及び放射線管理部長に報告する。 4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(作業制限の勧告) 第 110 条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が第Ⅱ－9 表に定める作業制限の勧告レベルを超えた場合は、当該放射線業務従事者の管理区域内作業の制限について担当部長に勧告するとともに、所長に報告し、センター長及び核燃料取扱主任者に通知する。 2 担当部長は、前項の勧告を受けた場合は、当該放射線業務従事者の作業制限及び被ばく原因の除去等の被ばくの防止に必要な措置並びに特殊健康診断の依頼等の保健上の</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② <u>国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的な考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</u></p> <p>③ 管理区域から物品又は核燃料物質等を移動する際の表面の放射性物質の密度の測定に関することが定められていること。</p> <p>④ <u>再処理規則第 9 条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</u></p>	<p>必要な措置を講ずる。 3 担当部長は、前項の措置を講じた場合は、速やかにセンター長及び放射線管理部長に報告する。 4 センター長は、前項の報告を受けた場合は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p><②について> (基本方針) 第 1 条の 2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。 2 原子炉等規制法第 48 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第 1 項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理 (以下「施設管理」という。) に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動 (保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動) を行う。</p> <p>(被ばく管理の基本方針) 第 101 条 センター長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、従業員の放射線による被ばくをできるだけ少なくするよう管理する。</p> <p><③について> (物品等の搬出) 第 92 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から物品等を搬出する場合は、次の各号を遵守するとともに、持ち出しに当たって放射線管理第 2 課長の確認を受ける。 (1) 当該物品の表面密度を確認し、第 II - 6 表に掲げる値を超えている場合は、搬出しない (2) 搬出に当たっては、あらかじめ除染等により、当該物品の表面密度が第 II - 6 表の値を超えないように、必要な措置を講ずる 2 放射線管理第 2 課長は、前項の確認を行う場合は、搬出物品の表面密度が第 II - 6 表に掲げる値を超えていないことを検査する。</p> <p><④について> (管理区域内の区分) 第 73 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、第 71 条に定める管理区域を第 II - 1 - (3) 表に従ってレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域に区分する。 2 前項に定めるレッド区域、アンバー区域及びグリーン区域は、第 II - 1 図、第 II - 1 - (1) 表及び第 II - 1 - (2) 表に示す。</p> <p>(線量率等の測定) 第 97 条 放射線管理第 2 課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 (1) 管理区域内の施設、設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 (3) 管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 (4) 管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。 3 放射線管理部長は、第 1 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。 4 放射線管理部長は、第 2 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑥ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>⑥ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 20・04・21 原院第 1 号 (平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 4 の 14 における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑦ その他放射性物質による汚染確認後の汚染拡大防止及び汚染の除去の措置が定められていること。</p>	<p><⑥について> (線量率等の測定) 第 97 条 放射線管理第 2 課長は、次の各号に掲げる測定を適切に行う。 (1) 管理区域内の施設、設備等の表面密度 (2) 管理区域内の空気中の放射性物質の濃度 (3) 管理区域及びホワイト区域の空間の線量率 (4) 管理区域外の核燃料物質等の運搬に係る表面密度及び線量率 2 環境監視課長は、周辺監視区域内における線量率の測定を行う。 3 放射線管理部長は、第 1 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター内各部長及び核燃料取扱主任者に通知する。 4 放射線管理部長は、第 2 項の測定結果をとりまとめ、1 か月ごとにセンター長及び核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境放射能の監視及び測定等) 第 199 条の 4 環境監視課長は、第 IV-1 表及び第 IV-2 表に定める環境放射線モニタリング計画に基づき、陸上環境放射能監視及び海洋環境放射能監視を行う。また、第 IV-3 表に定める気象観測を行う。 2 環境監視課長は、第 IV-4 表に定めるモニタリングステーション、モニタリングポスト及びモニタリングポイント (以下「環境監視野外設備」という。) によって監視及び測定を行う。 3 環境監視課長は、原則として、第 IV-1 図、第 IV-2 図、第 IV-3 図及び第 IV-4 図に定める場所において環境試料の採取又は測定を行う。また、環境試料の分析及び測定を、第 IV-5 表に定める環境試料分析測定設備により行う。 4 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を放射線管理部長に報告する。 5 放射線管理部長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を所長に報告する。 6 環境監視課長は、陸上環境放射能監視結果及び海洋環境放射能監視結果を記録し、保管する。</p> <p><⑦について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第 61 条の 2 に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p> <p><⑧について> (測定により異常を認めた場合の措置) 第 98 条 放射線管理第 2 課長は、前条第 1 項の測定において異常を認めた場合は、速やかに区域管理者に通知するとともに、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、放射線管理部長に報告する。 2 環境監視課長は、前条第 2 項の測定において異常を認めた場合は、速やかに放射線管理部長及びセンター長に報告する。 3 区域管理者は、第 1 項の通知を受けた場合は、立入規制区域の設定等の措置を講ずるとともに、担当課長に対して原因の究明、汚染の除去などの措置を講じさせる。 4 放射線管理部長は、第 1 項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター内各部長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。 5 放射線管理部長は、第 2 項の報告を受け、保安上の措置を講ずる必要があると認めた場合は、センター長に保安上の措置を講ずるよう勧告するとともに、所長に報告し、核燃料取扱主任者に通知する。 6 センター長又はセンター内各部長は、第 4 項及び前項の勧告を受けた場合は、保安上必要な措置を講ずる。 7 センター長又はセンター内各部長は、前項の措置を講じた場合は、所長、核燃料取扱</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

(新)再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)	(新)核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果(R2.3.30))	再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)
		主任者及び放射線管理部長に報告する。
<p>十二 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 に関すること。</p>	<p>12 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法 ・再処理規則第17条第2項第12号</p> <p>① <u>放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)</u>の種類、所管箇所、数量及び<u>機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)</u>が定められていること。 ② <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>主任者及び放射線管理部長に報告する。</p> <p><①及び②について> (放射線管理用機器等の整備等) 第193条 放射線管理部長は、第三-17-(1)表に定める放射線管理用機器及び第三-17-(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。 2 放射線管理第2課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては毎日1回以上、その他のものにあっては、毎月1回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。 3 放射線管理第2課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。 4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。 5 線量計測課長は、第3項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。 6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第2課長に通知する。 7 放射線管理第2課長は、第3項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。 8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があった場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。 10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等) 第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、その後は1年ごとに検査及び校正を行う。 2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。 3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。 4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。 5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。 6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。 7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査) 第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(保守・点検及び校正) 第200条 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備の点検を年1回以上行い、その機能の保持に努める。</p> <p>2 環境監視課長は、環境監視野外設備及び環境試料分析測定設備について年1回以上校正を行う。また、更新し新たに使用しようとするときは使用前に校正を行い、修理をしたときは、そのつど校正を行う。</p>
<p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関する事。 (廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)</p>	<p>13 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い ・再処理規則第17条第2項第13号</p> <p>○ 東海再処理施設構内における核燃料物質の運搬及び貯蔵(使用済燃料に係るものを含む。以下同じ。)に際して、<u>臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置</u>を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、<u>使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>が定められていること。なお、こ</p>	<p>(周辺監視区域外からの管理区域への搬入) 第63条 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入する場合は、あらかじめ搬入日時並びに核燃料物質等の種類及び数量等必要な事項を核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>2 センター内各課長は、核燃料物質等の周辺監視区域外からの管理区域への搬入に際して、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 運搬物の状態に異常のないことを確認すること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p><u>の事項は、第4の14における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p>	<p>(2) 運搬物に異常な表面汚染がないこと及び線量率を確認すること (3) 取卸し後の車両表面の汚染が第I-3-(1)表に定める値を超えていないことを確認すること (4) その他、搬入に支障のないことを確認すること (5) <u>搬入前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>3 センター内各課長は、前項の確認の結果異常を認めるときは、放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知し、その指示に従う。</p> <p>4 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(管理区域外への搬出) 第64条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること (3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること (4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること (5) <u>搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>(管理区域内における移動又は保管) 第65条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないよう行うこと (2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること (3) <u>移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬) 第66条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出を除く。)するときは、第65条第1項各号に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第2項の運搬計画書で定める経路以外で運搬しないこと (2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること (3) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (4) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の6等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示第</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>6 条に定める標識を取り付けること (5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等の措置を講ずること (6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること (7) 運搬前に第 1 号から第 6 号までの措置の実施状況を確認すること</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に定める BM 型輸送物、BU 型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を受ける。</p> <p>3 センター内各部長及び放射線管理部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>4 センター内各部長は、第 2 項の承認を行った場合は、センター長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長及び放射線管理部長は、第 2 項に定める運搬計画書が再処理施設保全区域外に係る場合は、保安管理部長の同意を得る。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 2 項の規定により核燃料物質等を運搬した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する</p>
<p><u>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む)</u> に関すること。</p>	<p>14 放射性廃棄物の廃棄 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 14 号</p> <p>① <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、気体状の放射性廃棄物の放出の管理の方法並びに排気中の放射性物質の濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p> <p>② <u>放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、放射性液体廃棄物の放出の管理の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</u></p>	<p><①について> (放射性気体廃棄物の放出の基準) 第 173 条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第 III-3 表及び第 III-4 表に定める基準(3 か月間の最大放出量等)を超えないように努め、第 III-12-(1) 表に定める基準(1 年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第 III-12-(2) 表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等) 第 178 条 放射線管理第 2 課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第 III-13 表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>4 施設保全第 1 課長は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第 2 課長は、第 III-13 表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日 1 回、その他の核種については 1 週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第 2 課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第 2 課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長又は当直長に報告する。</p> <p><②について> (放射性液体廃棄物の放出の基準) 第 179 条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第 III-5 表に</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>③ 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、この事項は、第4の15における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>④ ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)</p> <p>第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5表及び第Ⅲ-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。</p> <p>2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ-15表に掲げるところに従って行う。</p> <p>3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p><③について> (環境監視に係る計画)</p> <p>第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視の実施)</p> <p>第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 環境監視に必要な情報(気象情報等)が利用できること</p> <p>(2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること</p> <p>(4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること</p> <p>(環境監視に係る評価及び改善)</p> <p>第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p><④について> (基本方針)</p> <p>第1条の2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑤ <u>放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る具体的な管理、措置及び運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p> <p>⑥ <u>放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄 (放射性廃棄物の輸入を含む。) に関する行為の実施体制が定められていること。</u></p>	<p>2 原子炉等規制法第 48 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第 1 項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理 (以下「施設管理」という。) に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動 (保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動) を行う。</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の基準) 第 173 条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。 2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ－3 表及び第Ⅲ－4 表に定める基準 (3 か月間の最大放出量等) を超えないように努め、第Ⅲ－12－(1) 表に定める基準 (1 年間の最大放出量) を超えないようにする。 3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－12－(2) 表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出の基準) 第 179 条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ－5 表に定める基準 (3 か月当たりの最大放出量等) を超えないように努め、第Ⅲ－14－(1) 表に定める基準 (1 年間の最大放出量) を超えないようにする。 2 環境保全部長は、第 1 条の 2 の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－14－(2) 表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p><⑤について> 第Ⅲ－6 表 施設の貯蔵・保管能力 (第 128, 137, 139, 144, 147, 153, 160, 161, 162, 165, 168, 175 条関係)</p> <p><⑥について> (廃溶媒処理に係る措置) 第 150 条 処理第 1 課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤を固化処理する場合は、エポキシ固化により行う。 2 処理第 1 課長は、第 162 条で貯蔵した廃溶媒及び廃希釈剤の PVC 固化処理が行えないよう、加熱装置に電源を供給できない措置を二つ以上講じ、それぞれに施錠管理を行うとともに、措置の解除を禁止する表示を行う。</p> <p>(ガラス固化) 第 152 条 ガラス固化処理課長は、第 160 条で貯蔵した高放射性液体廃棄物及び第 158 条で発生した高放射性液体廃棄物等の工程廃液のガラス固化処理を行う場合は、高放射性液体廃棄物の受入れ、濃縮等を適切に行うとともに、1 日当たりの溶融炉の廃液処理量が 0.35 m³ を超えないようにする。</p> <p>(ガラス固化体の保管) 第 153 条 ガラス固化処理課長は、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ－8 表の測定等を行い、その結果を記録し、ガラス固化技術開発施設内の保管セルに保管する。 2 ガラス固化処理課長は、前項の規定により、ガラス固化体を保管する場合は、第Ⅲ－6 表に定める値を超えないようにする。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の引渡し) 第 167 条の 2 処理第 2 課長は前条第 7 項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保安第 1 課長に引き渡す。 2 処理第 2 課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保安第 1 課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ－1 図に示す所定の保管場所へ運び、次の各</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p> <p>(低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)</p> <p>第168条 処理第1課長は、第167条の2第5項の規定により引き渡されたプール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂をスラッジ貯蔵場のスラッジ貯槽又は第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽に貯蔵する。</p> <p>2 処理第1課長は、前項の規定により廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにすること</p> <p>(2) 廃棄物処理場から第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽への受入れに当たっては、スラッジ貯槽の受入れ系の所定のバルブが閉状態で施錠されていることを確認すること</p> <p>3 環境管理課長は、低放射性固体廃棄物、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を貯蔵する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>4 環境管理課長は、第166条の2第6項及び前条第7項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>5 環境管理課長は、貯蔵した低放射性固体廃棄物を再び処理する場合は、所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>6 転換施設課長は、中和沈殿物を乾燥焙焼し、中和沈殿焙焼体をグローブボックス内に一時保管して性状が安定していることを確認した後、プルトニウム転換技術開発施設の粉末貯蔵室に保管する。</p> <p>7 転換施設課長は、前項の規定により中和沈殿物を保管する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>8 転換施設課長は、凝集沈殿物を乾燥焙焼の後、プルトニウム転換技術開発施設の固体廃棄物置場に保管する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新)再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)</p>	<p>(新)核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果(R2.3.30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>⑦ <u>放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)</u>の実施体制が定められていること。 なお、この事項は、第4の13における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>⑧ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「<u>原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)</u>」を参考として記載していること。</p>	<p><⑦について> 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬を実施する場合は、廃止措置計画を変更の上、改めて規定する。</p> <p><⑧について> 左記については、放射性廃棄物でない廃棄物としての廃棄又は資源として有効利用する場合において、適宜保安規定において定めることを指導されたものであり、今後、解体廃棄物を有効利用等する場合には、法第61条の2に基づき、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして取り扱えるための原子力規制委員会の確認を受けた後、改めて左記の指示文書を参考に記載する。</p>
<p>十五 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</p>	<p>19 15 海洋放出口周辺海域等の放射線管理 ・再処理規則第17条第2項第19 15号</p> <p>① 放射線被ばく管理のために実施する周辺公衆への影響の評価等を踏まえて、<u>放射性液体廃棄物の海洋放出の管理</u>の方法並びに海洋放出水中の放射性物質の量、濃度の測定項目及び測定の頻度が定められていること。</p> <p>② <u>海洋放出口周辺海域等に係る平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</u>なお、この事項は、第4の14における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p><①及び②について> 放出管理 (放射性液体廃棄物の放出の基準) 第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。 2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p> <p>(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等) 第181条 環境監視課長は、海洋放出廃液の試料について速やかに全アルファ、全ベータ及び各核種の放射能を測定し、放射性物質の濃度及び量が第Ⅲ-5表及び第Ⅲ-14-(1)表に定める基準値以下であることを確認する。 2 前項に定める濃度の測定は、第Ⅲ-15表に掲げるところに従って行う。 3 環境監視課長は、第1項に定める測定の結果から1ヵ月間、3ヵ月間及び、年間の放出量を集計し、環境保全部長に報告する。</p> <p><①及び②について> 環境監視 (環境監視に係る計画) 第199条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 (1) 環境監視に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等) (3) 環境監視に必要な要員及び設備 (4) 環境監視に必要な要領書 (5) 使用する環境監視設備とその監視項目 (6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること 4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p> <p>(環境監視の実施) 第199条の2 放射線管理部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 環境監視に必要な情報 (気象情報等) が利用できること (2) 環境監視機器の操作手順書が利用できること (3) 環境監視機器の第200条に定める整備及び検査が実施されていること (4) 環境監視に必要な監視・測定が実施されていること</p> <p>(環境監視に係る評価及び改善) 第199条の3 放射線管理部長は、環境監視に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(目安レベル) 第201条 環境監視課長は、環境放射能水準の監視結果が第IV-6表に掲げる目安レベルを超えた場合は、同表に定める措置及び核種分析等を行い、その結果を放射線管理部長に報告する。 2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合は、原因の調査等適切な措置を講ずる。</p> <p>(環境監視の結果に基づく勧告) 第202条 放射線管理部長は、前条第2項に定める調査等の結果、再処理施設に起因する場合は、必要に応じて放射性廃棄物の放出の制限等所要の措置を講ずるようセンター長に勧告する。 2 放射線管理部長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>(環境監視の強化) 第203条 所長は、第54条に定める非常事態により環境放射能水準が著しく上昇した場合、若しくは放射性廃棄物の放出が第173条及び第179条に定める放出基準を著しく超えた場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ、環境監視を強化する。</p> <p>(線量の評価) 第204条 環境監視課長は、再処理施設からの放射性廃棄物の大気放出及び海洋放出に起因する周辺公衆の年間の線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告する。 2 前項の算出は、環境監視の実測値により行う。 ただし、実測値によることが困難な場合は、放出放射能をもとに第IV-7表の区分に応じた計算により評価する。 3 放射線管理部長は、線量の評価結果を所長に報告するとともに、センター長及び核燃料取扱主任者へ通知する。 4 環境監視課長は、線量の評価結果を保管する。</p>
<p>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>16 非常の場合に採るべき処置 ・再処理規則第17条第2項第16号</p> <p>① 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p><①について> (非常事態) 第54条 非常事態とは、通常の組織では、異常の拡大防止などのための活動を迅速、かつ、適切に行うことが困難な事態をいう。</p> <p>(非常事態の措置) 第55条の2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 非常事態の措置に必要な情報(再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等)が利用できること (2) 通信連絡機器等の操作手順書が利用できること (3) 非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること (4) 非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>③ 緊急事態が発生したときは、定められた通報経路に従って関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p><①及び②について> (保安の確保) 第3条 核燃料サイクル工学研究所長は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる規則等を定める。 (1) 事故対策規則 (2) 放射性物質等事業所内運搬要領 2 再処理廃止措置技術開発センター長は、再処理施設に係る保安を確保するため、理事長が定める核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づく要求事項を含めて次の各号に掲げる基準等を定める。 (1) 安全作業基準 (2) 放射線管理基準 (3) 臨界管理基準 (4) 事故対策手順 (非常事態の措置に係る計画) 第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。 2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。 (1) 非常事態の措置に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項 (適用される法律・基準・条令等) (3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備 (通信連絡機器、保護具等) (4) 非常事態の措置に必要な要領書 (5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 (6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査 (方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 (8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備 (9) 医療機関の確保 3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること 4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。 5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。 6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p> <p><③について> (非常事態の措置対応) 第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。 (1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第1-2-(1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>④ 緊急事態の発生をもってその後の措置は、<u>原子力災害対策特別措置法 (平成11 年法律第 156 号) 第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画</u> によることが定められていること。</p> <p>⑤ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p> <p>⑥ 緊急作業に従事させる放射線業務従事者を次に掲げる要件に該当する者から選定することが定められていること。</p> <p>I 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を機構の理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>II 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p>	<p>3 担当部長 (ただし、センター内各部長に限る。) は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第 2 項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報 (第一報) する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報 (第一報) する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第 I - 5 (1) 図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報 (第一報) する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第 I - 5 (2) 図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 (法令報告事象) に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p><④について> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第 58 条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第 7 条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑤について> (非常事態の措置)</p> <p>第 55 条の 2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 非常事態の措置に必要な情報(再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境状況、放射能影響範囲等の事前調査結果等)が利用できること</p> <p>(2) 通信連絡機器等の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な設備の整備が実施されていること</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な設備の監視がなされていること</p> <p>(防災体制の発令)</p> <p>第 57 条 所長は、第 56 条第 4 項の通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象であると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令する。</p> <p><⑥及び⑦について> (緊急作業に係る線量限度)</p> <p>第 103 条 所長は、再処理施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある再処理施設の損傷が生じた場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、前条の規定にかかわらず、放射線業務従事者 (女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。) を、その実効線量が 100 ミリシーベルト、眼の水晶</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>III 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>⑦ 緊急作業に従事する放射線業務従事者について、次の事項が定められていること。 I 緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施すること。 II 緊急作業に従事した際に健康診断を受診させる等の非常の場合に採るべき処置に関する適切な内容。</p> <p>⑧ 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>⑨ 緊急時の措置が講じられるよう、平常時に資機材の準備及び防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定にかかわらず、線量告示第7条第2項第1号、第2号、第3号チ及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合は、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を、その実効線量が 250 ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量が 300 ミリシーベルト及び皮膚の等価線量が 1 シーベルトを超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>3 所長は、前二項の規定により緊急作業に従事させる放射線業務従事者の選定に当たっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者であることを確認する。 (1) 第I-1-(3)表の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者 (2) 第I-1-(3)表の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 前項の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者</p> <p>4 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、作業計画書を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長の同意を得る。ただし、極めて緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書きの規定により緊急作業を行った場合は、センター長は、速やかに核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>6 センター長は、放射線業務従事者を第1項又は第2項の規定により緊急作業に従事させる場合は、放射線管理部長に当該作業に係る外部被ばく及び内部被ばくによる線量の測定(一月以内ごとに一回)を依頼する。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の依頼を受けた場合は、緊急作業に係る線量について線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第1項及び第2項に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>9 センター長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>10 センター長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後一月以内ごとに一回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p><⑧について> (原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第58条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、原子力災害対策特別措置法第7条に基づく原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</p> <p><⑨について> (保安訓練) 第53条 所長は、従業員に対して、第54条に定める非常事態の措置についての総合的な実地訓練を毎年1回以上実施し、措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の運転等を行う従業員に対して、非常事態等の運転操作訓練、消火訓練、避難訓練等を毎年2回以上実施し、非常事態等の運転操作訓練等の措置の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。 3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、緊急作業に係る訓練を実施し、選定後は、毎年1回以上実施する。また、これらの訓練の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。なお、本項及び前項の訓練は、第1項の総合的な実地訓練と同等の項目については、兼ねることができる。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(非常事態の措置に係る計画)</p> <p>第 55 条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常事態の措置に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項 (適用される法律・基準・条令等)</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備 (通信連絡機器、保護具等)</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な要領書</p> <p>(5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査 (方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第 5 号に定める監視結果及び第 6 号に定める検査結果の記録</p> <p>(8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備</p> <p>(9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第 53 条に定める保安訓練などにより、第 1 項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第 1 項に定める計画の策定、第 3 項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p>
<p>十七 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>17 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置 (再処理規則第 17 条第 2 項第 17 号) ※</p> <p>※ 廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。</p> <p>① 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第 50 条の 5 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>i 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ii 重大事故に至るおそれのある事故 (運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。) 又は重大事故 (以下「重大事故等」という。)</p> <p>a 重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>b 重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。</p> <p>c 重大事故等発生時における放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。</p> <p>d 重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること</p>	<p>(設計想定事象等の体制整備については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の審査状況を踏まえ規定する。)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>e 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>f 重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること(前各号に掲げるものを除く。)</p> <p>g 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>a 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>b 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>c 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>II 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。</p> <p>III 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>IV その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	
<p>十八 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>十九 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>18 再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <p>・再処理規則第17条第2項第18号及び第19号</p> <p>① 東海再処理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>② 再処理規則第8条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p>	<p><①及び②について></p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるように</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>③ 東海再処理施設の所長及び核燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。</p>	<p>する。 (以下略)</p> <p>(記 録) 第 68 条 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第 1 - 6 表に定める事項について適正に記録する。 2 センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第 51 条の 4 4.2 に従い実施する。</p> <p>(線量の通知) 第 106 条 放射線管理部長は、第 104 条第 1 項及び第 105 条第 1 項の評価結果をセンター長へ報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。ただし、一時立入者に係る線量の測定結果については線量計測課長から担当課長へ通知する。 2 放射線管理部長は、第 104 条第 4 項及び第 105 条第 3 項の測定並びに評価の結果をセンター長に報告するとともに、核燃料取扱主任者及び担当部長へ通知する。 3 センター内各部長は、第 1 項及び第 2 項の通知を受けたときは、速やかに当該放射線業務従事者へ通知する。 4 線量計測課長は、第 104 条第 2 項の測定及び評価の結果を担当課長へ通知する。</p> <p>(被ばく記録の保管) 第 107 条 線量計測課長は、放射線業務従事者（機構と雇用関係にある者に限る。）に係る線量の記録を個人ごとに記録し、これを保管する。</p> <p><③について> (非常事態の措置対応) 第 56 条 従業員は、第 54 条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、担当課長及び当直長に通報する。 (1) 第 54 条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第 1 - 2 - (1) 表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 19 条の 16 各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合 2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。 3 担当部長（ただし、センター内各部長に限る。）は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講ずるとともに、センター長に通報する。 4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第 2 項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p> <p>(迅速な通報等) 第 60 条 従業員は、第 56 条に定める通報を直ちに行う。 2 担当課長又は当直長は、第 56 条第 2 項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報（第一報）する。 3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報（第</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>④ 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には機構の理事長その他の経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する機構の理事長その他の経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>⑤ 再処理規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象に準ずるものが具体的に定められていること。</p>	<p>一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合(法令報告事象)に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(原因の調査)</p> <p>第61条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、発生した非常事態の原因を調査し、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知する。</p> <p>2 放射線管理部長又は工務技術部長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会への諮問をセンター長に依頼する。</p> <p>3 センター長は、原因の調査及び対策等に関し、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p> <p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p> <p><④及び⑤について></p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合(法令報告事象)に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p> <p>(具体的な事象については、重大事故等に係る廃止措置計画の変更の際に改めて規定する。)</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果(R2.3.30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
<p>二十 再処理施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。)</p>	<p>19 再処理施設の施設管理 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 20 号</p> <p>① 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における保安のための措置に係る運用ガイド」(番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)</p>	<p><①について> (基本方針) 第 1 条の 2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質マネジメント活動のもと実施する。 2 原子炉等規制法第 48 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第 1 項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動(保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動)を行う。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保) 第 51 条の 2 第 4 条第 1 項各号(第 15 号を除く。)に掲げる職位等は、品質保証課長が行う第 16 条の 1 の 2 第 6 号に係る事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定) 第 183 条 所長は、第 51 条の 4 5.3 に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき研究所の施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。 2 所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。 3 センター長及び管理支援部門各部長は、第 1 項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。 4 センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。 5 センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>(再処理施設の施設管理実施計画) 第 183 条の 2 センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定する。 (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事。 (2) 再処理施設の設計及び工事に関する事。 (3) 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)に関する事。 (4) 再処理施設の点検、検査等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む(廃止措置計画の認可を受けたものを除く。))に関する事。 (5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事。 (6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する事。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事。 (8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関する事。 2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>策定する。 <u>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</u> <u>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> 3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。 4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。 5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。 6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p><②について> (定期事業者検査) 第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。 3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。 4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。 5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。 6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。 7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。 8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査) 第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(1) 使用前自主検査計画 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認 (合格) を受ける。</p>
<p>二十二 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p>	<p>20 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 21 号</p> <p>○ メーカー等保守点検を行った事業者から得た保安に関する技術情報を、原子力事業者等の情報共有の場を活用して他の再処理事業者と共有し、東海再処理施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 198 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、前条第 4 項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第 5 項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 197 条第 1 項及び同条第 4 項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p>
<p>二十三 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>21 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 22 号</p> <p>① 東海再処理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合に当該不適合に関する情報を公開する基準が明確に定められていること。 ② 情報の公開に関し、必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第 51 条の 4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 (中略)</p> <p>8.3 不適合管理 安全・核セキュリティ統括部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>止処置要領」に、センター長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判断することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 所長は、再処理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>
<p>二十三 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>22 廃止措置の管理 ・再処理規則第 17 条第 2 項第 23 号</p> <p>① 廃止措置の作業の計画、廃棄物の管理並びに廃止措置の実施の管理、評価及び改善について、必要な事項が定められていること。</p>	<p><①について> (廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第 115 条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画（廃止措置管理を含む。以下同じ。）を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項（適用される法律・基準・規格等）</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置（安全確保のための措置を含む。）を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第 198 条の 5 に基づく設計及び工事の計画の計画の計画の手続及び第 196 条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
	<p>② 廃止措置期間中の再処理施設において施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造等の保守管理における必要な手順が定められていること。</p>	<p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目 (7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。 (1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理の実施) 第115条の2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。 (1) 運転及び保守管理に必要な情報(運転計画、保守計画等)が利用できること (2) 運転及び保守管理に必要な設備の操作手順書が利用できること (3) 運転及び保守管理に必要な設備の第195条及び第196条に定める検査が実施されていること (4) 運転及び保守管理に必要な監視・測定が実施されていること。 (5) 第120条の当直長間の引き継ぎ、第198条の保守作業後の連絡などが実施されていること</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る評価及び改善) 第115条の3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、運転及び保守管理に係る業務の実施結果を評価し、改善が必要と判断した場合には対策を講じること。</p> <p>(廃止措置計画の軽微な変更) 第198条の3 センター長は、前条第1項の廃止措置計画の変更について、軽微な変更であると判断した場合は、その判断結果を所長に報告し、所長の承認を受ける。</p> <p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第198条の4 センター長は、廃止措置計画の廃止措置工程表に示す業務の実施状況を管理するため、必要な業務計画書を策定する。 2 センター長は、前項の業務計画書に基づき実施状況を確認し、廃止措置工程に影響する業務の遅れが生じた場合など、廃止措置計画の変更が必要であると判断した場合は、第198条の2又は前条に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p><②について></p> <p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理 第4章 施設の管理</p> <p>(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第115条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質マネジメント計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。 2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。 (1) 運転及び保守管理に関する品質目標 (2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等) (3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備 (4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>(5) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を策定する。</p> <p>(1) 再処理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</p> <p>4 センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>5 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>6 センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>(施錠弁)</p> <p>第184条 施設管理部長及び環境保全部長は、第Ⅲ-16表に定める施錠弁を操作する者を指定する。</p> <p>2 当直長は、前項に定める指定者以外の者に第Ⅲ-16表に定める施錠弁の操作を行わせない。</p> <p>3 担当課長は、施錠弁の施錠状態を毎日1回以上点検し、施錠状態で作動しないことを1年ごとに確認する。</p> <p>(グローブボックス等)</p> <p>第185条 センター内各課長は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作する者(以下「グローブボックス作業従事者」という。)を指定する。</p> <p>2 グローブボックス作業従事者以外の者は、グローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等を操作しない。</p> <p>ただし、センター内各課長が特に指定する操作については、この限りでない。</p> <p>3 グローブボックス作業従事者は、核燃料物質等をグローブボックス、サンプリングベンチ及び分析セルライン等の定められた出入口以外の出入口から搬出しない。</p> <p>ただし、センター内各課長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書きの規定により、搬出を行った場合は、当該搬出に係る汚染の有無の確認等、必要な放射線防護上の措置を行う。</p> <p>(扉類の開閉)</p> <p>第186条 区域管理者は、トラックエアロック等の扉類の開閉を行う者を指定する。</p> <p>2 区域管理者又は当直長は、前項に定める指定者以外の者にトラックエアロック等の扉類の操作を行わせない。</p> <p>3 センター内各課長は、通常閉鎖している扉を開ける場合は、区域管理者及び放射線管理第2課長の了承を得るとともに、換気設備の担当区分に応じてガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長又は施設保全第1課長の了承を得る。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>ただし、緊急時において退避のため定められた扉を開ける場合は、この限りでない。</p> <p>(除 染) 第 187 条 センター内各課長は、必要に応じて機器等の除染を行う。 2 除染は、各建家又は除染場で行う。 3 除染は、第 95 条、第 96 条、第 99 条及び第 100 条の規定に従って行う。</p> <p>(洗 濯) 第 188 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、施設保全第 1 課長に管理区域内着用後の衣類の洗濯を依頼する場合は、汚染がないことを確認する。 2 施設保全第 1 課長は、再処理施設管理区域内着用後の衣類の回収又は洗濯に当たり、仕分け及び汚染の測定等を行う。</p> <p>(ユーティリティの確保) 第 189 条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長及び運転課長は、担当区分に応じて電気、圧空、冷却水、冷水、蒸気、浄水等、再処理施設の運転に必要なユーティリティを確保する。 2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長及び運転課長は、ユーティリティの供給に異常を認めた場合、又は異常が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。 3 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長又は施設保全第 2 課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、センター長又は当直長の承認を受ける。 4 運転課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第 1 課長又は施設保全第 2 課長と協議し、センター長又は当直長の承認を受ける。 5 センター長又は当直長は、第 3 項及び前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>(受変電設備及び非常用電源) 第 190 条 運転課長は、受変電設備及び非常用発電機がその機能を維持していることを定期的に確認する。なお、非常用発電機は、各給電系統について常時 2 台が動作可能な状態であること。 2 運転課長は、再処理施設に係る受変電設備及び非常用発電機に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、センター長又は当直長に報告する。 3 センター長又は当直長は、前項の報告を受けた場合は、再処理施設の保安に関して、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 4 施設保全第 2 課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置がその機能を維持していることを定期的に確認する。 5 施設保全第 2 課長及び前処理施設課長は、無停電電源装置に異常を認めた場合は、直ちに正常な状態に復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>(換 気) 第 192 条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第 1 課長は、建家及びセルの負圧バランスが維持されていることを定期的に確認する。 2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全第 1 課長は、負圧バランスの異常を認めた場合は、ダンパーの調整等、負圧バランスを復旧するための措置を講ずる。 3 施設保全第 1 課長は、分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場のセル換気系のフィルタ (207F58～F67、207F72～F77、272F033～F040) を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。 4 転換施設課長は、プルトニウム転換技術開発施設のセルグローブボックス換気系のフィルタ (P07F71～F77) を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>5 ガラス固化管理課長は、ガラス固化技術開発施設のセル換気系のフィルタ (G07F80.1～F80.10、G07F82.1～F82.4、G07F83.1～F83.2、G07F84.1～F84.4) を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</p> <p>(放射線管理用機器等の整備等)</p> <p>第 193 条 放射線管理部長は、第Ⅲ－17－(1)表に定める放射線管理用機器及び第Ⅲ－17－(2)表に定める排水モニタリング設備を常備する。</p> <p>2 放射線管理第 2 課長は、放射線管理用機器の作動状況について、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては毎日 1 回以上、その他のものにあつては、毎月 1 回以上点検し、正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、前項において正常に作動させることができない場合は応急の措置を講じ、線量計測課長に正常に作動させるための措置を講ずるよう依頼するとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、速やかに正常に作動させることができないと判断した場合は、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>4 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>5 線量計測課長は、第 3 項の依頼を受けた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>6 線量計測課長は、前項の措置の結果を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>7 放射線管理第 2 課長は、第 3 項の措置の結果については、放射線管理部長及び当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長に通知する。</p> <p>8 当該施設に関連するセンター内各部長又は当直長は、前項の通知があつた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>9 環境監視課長は、排水モニタリング設備を正常に作動させることができないと認めた場合は、速やかに正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>10 環境監視課長は、前項において正常に作動させることができない場合は、応急の措置を講ずる。また、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>11 環境監視課長は、前項の報告に対する措置の結果については、放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第 194 条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、その後は 1 年ごとに検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあつては、その旨を放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第 2 課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第 2 課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第 2 項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第 1 項、第 2 項及び第 7 項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第 2 課長に通知する。</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p> <p>(定期事業者検査) 第195条 品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置(臨界警報装置に給電するもの。)の定期事業者検査(無停電電源装置の性能検査は除く。)に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</p> <p>(使用しない設備に係る点検) 第195条の2 施設管理部長及び環境保全部長は、第Ⅲ-22表に掲げる機器について、点検を実施する。</p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</p> <p>(使用前自主検査) 第196条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領 イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第 198 条の 5 第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第 1 項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第 198 条の 5 条第 3 項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</p> <p>(保 守)</p> <p>第 197 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 115 条の 2 の保守管理、第 183 条の 2 に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検並びに前条に定める検査及び校正の結果、異常を認めた場合は、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>2 センター内各課長は、前項の場合において、正常な状態に復旧させることができない場合は、応急の措置を講じ、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長に復旧を依頼する。</p> <p>3 センター内各課長は、施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長に保守作業を依頼する場合は、当該施設並びに関連する施設及び設備の保安上の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、第 2 項に定める依頼を受けた場合は、必要な保守作業を実施し、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>5 センター内各課長又は運転課長は、第 1 項及び第 4 項に定める保守作業が保安上特に重要と判断した場合は、担当部長又は工務技術部長の承認を受ける。</p> <p>6 担当部長又は工務技術部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 担当部長又は工務技術部長は、第 5 項の承認をした場合は、センター長に報告する。</p> <p>(保守作業後の措置)</p> <p>第 198 条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設保全第 1 課長、施設保全第 2 課長又は運転課長は、前条第 4 項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第 5 項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第 197 条第 1 項及び同条第 4 項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第 196 条 品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2. 4. 1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研 (再処理施設) 保安規定審査基準 (改正後：パブコメ結果 (R2. 3. 30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の内容 ハ 予定期間 <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第198条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第198条の5条第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認(合格)を受ける。</p> <p>(工事に係る設計及び工事の計画の管理)</p> <p>第198条の5 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第198条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の計画(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設の区分並びに設計及び工事の計画 <ul style="list-style-type: none"> イ) 変更の概要 ロ) 準拠すべき法令、基準及び規格 ハ) 設計の基本方針 ニ) 設計条件及び仕様 ホ) 工事の方法(工事の手順、工事フロー、試験・検査内容、工事上の安全対策、溶接設計及び溶接施工法を含む。) (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム (3) 変更に係る工事工程表 (4) 変更の理由 (5) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> イ) 技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類 ロ) 変更に係る設計及び工事の計画が再処理の事業の指定若しくは再処理の事業の許可を受けたところ又は再処理の事業の変更を届け出たところによるものであることを説明した書類 <p>3 センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果に</p>

保安規定審査基準規則要求と保安規定変更案の対応表【再処理施設】

<p>(新) 再処理規則 (改正後：R2.4.1 施行)</p>	<p>(新) 核サ研(再処理施設)保安規定審査基準 (改正後：パプコメ結果(R2.3.30))</p>	<p>再処理施設 保安規定 (変更後：R2/5/11 申請における変更箇所)</p>
		<p>ついて、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</p> <p>(1) 廃止措置計画の認可若しくは変更の認可又は軽微な変更を届け出たところによるものであること</p> <p>(2) <u>技術基準</u>に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</p>
<p>二十四 その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>23 その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再処理規則第 17 条第 2 項第 24号 <p>① 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、<u>必要に応じ、再処理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>② <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</u></p>	<p><①について></p> <p>(救 護)</p> <p>第 59 条 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、従業員の負傷又は放射線障害が発生した場合、あるいは発生するおそれのある場合は、直ちに救急措置を講ずるとともに、外部医療機関への搬送が必要と認めた場合は、救急機関に通報する。</p> <p>(ホワイト区域)</p> <p>第 78 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、保全区域の内であって、管理区域に隣接し、特に管理を必要とする場所をホワイト区域として指定する。</p> <p>2 前項に定めるホワイト区域は、第Ⅱ－1 図に示す。</p> <p>(区域管理者)</p> <p>第 80 条 センター内各部長又は放射線管理部長は、再処理施設の管理区域等について、区域管理者を置き、再処理施設の保安の確保に努める。</p> <p>2 区域管理者は、センター内各課長及び放射線管理部内各課長が行う第 65 条、第 96 条及び第 99 条に定める事項について、所掌する区域の作業の実施と作業計画の調整について指導し、区域の安全確保に努める。</p> <p>(防護具の維持)</p> <p>第 111 条 センター長は、管理区域内作業に必要な防護具を備える。</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、使用する防護具について年 1 回以上検査し、その機能を正常に維持する。</p> <p>3 放射線管理第 2 課長は、前項の機能の維持に当たってはセンター内各課長又は放射線管理部内各課長に協力する。</p> <p><②について></p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第 50 条第 1 項の規定に基づき、理事長が廃止措置段階にある国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「再処理施設」という。)に係る保安について定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>